

令和元年第4回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 令和元年12月10日

閉 会 令和元年12月12日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（12月10日）

出席議員 8名

| | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 小 鹿 重 一 君 | 2番 | 川 崎 憲 二 君 |
| 3番 | 久 慈 省 悟 君 | 4番 | 柿 崎 裕 二 君 |
| 5番 | 森 弘 美 君 | 6番 | 吉 田 勉 君 |
| 7番 | 坂 本 豊 君 | 8番 | 木 村 修 君 |

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------|-----------|
| 村 長 | 久 慈 修 一 君 |
| 副 村 長 | 工 藤 洋 一 君 |
| 教 育 長 | 吉 崎 博 君 |
| 会 計 管 理 者 | 佐 井 邦 彦 君 |
| 総 務 課 長 | 小 松 生 佳 君 |
| 税 務 課 長 | 川 崎 幸 治 君 |
| 住 民 課 長 | 佐 藤 一 仁 君 |
| 健 康 福 祉 課 長 | 高 田 一 憲 君 |
| 教 育 課 長 | 木 村 伸 一 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 高 田 徹 君 |
| 建 設 課 長 | 稲 葉 正 明 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 武 井 昭 夫 君 |

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局長 中川 悟 君
議会事務局次長 坂本 ゆかり 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

2番 川崎 憲二 君
3番 久慈 省悟 君

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 議案の上程・提案理由の説明

議案第51号 蓬田村表彰条例の一部を改正する条例案

議案第52号 蓬田村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を
改正する条例案

議案第53号 蓬田村職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例案

議案第54号 蓬田村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条
例案

議案第55号 蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案

議案第56号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴
う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第57号 蓬田村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費
用弁償に関する条例の制定について

議案第58号 蓬田村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定
について

議案第59号 青森市及び蓬田村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協
約の締結について

議案第60号 令和元年度蓬田村一般会計補正予算（第4号）案

- 議案第 6 1 号 令和元年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第 2 号）案
- 議案第 6 2 号 令和元年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）案
- 議案第 6 3 号 令和元年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）案
- 議案第 6 4 号 蓬田村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第 5 1 号 蓬田村表彰条例の一部を改正する条例案
- 第 7 議案第 5 2 号 蓬田村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第 5 3 号 蓬田村職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第 5 4 号 蓬田村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 1 0 議案第 5 5 号 蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 1 1 議案第 5 6 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 1 2 議案第 5 7 号 蓬田村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 1 3 議案第 5 8 号 蓬田村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- 第 1 4 議案第 5 9 号 青森市及び蓬田村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
- 第 1 5 議案第 6 4 号 蓬田村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 1 6 請願第 4 号 日米地位協定の抜本改定を求める請願書

午前9時45分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより令和元年第4回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村 修君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、2番川崎憲二君、3番久慈省悟君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（木村 修君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から12月12日までの3日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月12日までの3日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（木村 修君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、12月3日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、副村長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（木村 修君） 日程第4、村長より前定例会以降における村行政の主なるものに

ついて報告を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、令和元年年9月村議会定例会以後の主なる行事及び会議等の行政活動についてご報告を申し上げます。

9月7日土曜日から9月8日日曜日まで、よもぎた村民祭を開催いたしました。場所はふるさと総合センターでございます。

9月12日木曜日には、蓬田村敬老会を開催いたしました。農業者トレーニングセンターでございます。

9月14日土曜日は、蓬田保育園の運動会がございまして、これに出席をしております。場所は総合グラウンドでございます。

9月19日木曜日は、全国女性消防団員活性化青森大会ということで全国大会がございまして、青森市の新総合運動公園において行われましたので、出席をいたしております。

9月25日水曜日、防災危機管理トップセミナーということで、引き続き水害等に対するトップセミナーが開催されまして、ラプラスで開催されましたので、出席をしております。

9月30日月曜日、第2回の青森地域広域事務組合定例会が消防本部で開催されました。これに出席しております。

10月2日水曜日、全国地域婦人団体研究大会ということで、青森市のリンクステーションホールにおきまして、この大会が開催され、出席をしております。

10月の5日土曜日、蓬田小学校の学習発表会がありまして、これに出席しております。

10月の19日土曜日から20日までは、蓬中祭がございまして、中学校へ行っております。

10月の24日木曜日、暴力団追放等県民大会がございまして、青森市民ホールへ出かけしております。

10月27日日曜日、蓬田村消防団秋季火防演習を実施いたしました。場所は郷沢地区でございます。

10月31日日曜日、全国過疎問題シンポジウムということで、過疎町村のシンポジウムが青森市において開催されましたので、これに出席しております。

11月4日月曜日、青森市役所の落成式に招待されましたので、これに出席しております。

11月5日火曜日、東津軽郡老人福祉大会が外ヶ浜町でございましたので、出席をして

おります。

11月の7日、青森県主催の市町村長会議、これは町村の部の会議でございますが、青森市のアラスカ会館において開催されましたので、出席をしております。

11月11日月曜日から13日水曜日まで、青森県町村会が主催されます、町村長行政調査研修ということで、高知県の梶原町と愛媛県の大洲市を視察に行っております。

11月15日金曜日、新過疎法制定総決起集会ということで、東京都内でございましたので、日帰りでこれに参加してございます。

11月18日、青森県域連携中枢都市圏構想関係市町村長会議ということで、青森市内で開催されました。この件につきましては、今定例会に連携協約の締結についてということで提案をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

11月22日金曜日、蓬田村社会福祉大会がふるさと総合センターで開催されまして、出席しております。

同日、国民健康保険市町村長等連絡会議が青森市内でございまして、これに参加しております。

11月26日火曜日から28日木曜日まで、全国町村長大会が東京のNHKホールでございましたので、これに参加しております。

11月29日金曜日、第2回蓬田村議会臨時会を招集いたしましたところでございます。

12月5日、第2回蓬田村行政懇談会を開催いたしました。場所はふるさと総合センターでございます。

12月8日日曜日、蓬田村村制施行130周年記念式典を挙行いたしました。皆様にもご足労願ひまして、大変にぎやかに終わりましたこと、ご報告申し上げます。

以上のとおり、主なるものについて、報告を申し上げます。

○議長（木村 修君） 以上で、村長の行政報告は終わりました。

日程第5 議案の上程・提案理由の説明

○議長（木村 修君） 日程第5、議案の上程。今期定例会に提出されております議案14件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。

○村長（久慈修一君） それでは、令和元年第4回蓬田村議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案14件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供

したいと存じます。

議案第51号、蓬田村表彰条例の一部を改正する条例案、議案第52号、蓬田村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案、議案第53号、蓬田村職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例案、議案第54号、蓬田村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案、議案第55号、蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案のこの5件につきましては、成年被後見人等の権利の制限にかかわる措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、それぞれ条例の改正が必要となり提案するものであります。

議案第56号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正が必要となり提案するものであります。

議案第57号、蓬田村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規定を設けるため提案するものでございます。

議案第58号、蓬田村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、フルタイム会計年度任用職員の給与に関する規定を設けるため提案するものであります。

議案第59号、青森市及び蓬田村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結については、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、青森市との間において連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結することについて協議するため、提案するものであります。

続きまして、議案第60号、令和元年度蓬田村一般会計補正予算（第4号）案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、国庫支出金325万3,000円、繰入金806万円などを増額しております。

次に、歳出の主なるものとして、民生費985万8,000円、農林水産業費240万2,000円などを増額しております。このほかの科目におきましても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに1,458万4,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ

れ21億2,350万9,000円となるわけであります。

議案第61号、令和元年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案は、歳入として、繰入金22万9,000円を増額し、歳出として、総務費22万9,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに22万9,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ2,331万2,000円となるわけであります。

議案第62号、令和元年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案につきましては、歳入として、県支出金4,330万円、繰入金66万円を増額し、歳出として、総務費66万円、保険給付費4,330万円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに4,396万円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ5億2,165万3,000円となるわけであります。

議案第63号、令和元年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案につきましては、歳入の主なるものとして、諸収入1,146万円などを増額し、歳出の主なるものとして、諸支出金1,146万1,000円などを増額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに1,192万7,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ9,585万2,000円となるわけであります。

議案第64号、蓬田村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の改正が必要となり提案するものであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。

日程第6 議案第51号 蓬田村表彰条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 次に、議案の審議を行います。

日程第6、議案第51号蓬田村表彰条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第51号、蓬田村表彰条例の一部を改正する条例案につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定と各欠格条項ですけれども、それを設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定、個別審査規定へと適正化するとともに、所要の手続規定を整備するため提案するものあります。

以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第51号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第52号 蓬田村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第7、議案第52号蓬田村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第52号、蓬田村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、ご説明申し上げます。

先ほどと同じく、提案理由といたしましては、成年被後見人等の資格、職種、業務等から一律に排除する規定をなくして、個別に心身の故障等の状況を審査して、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するため提案するものであります。

以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。3番久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 蓬田村職員の分限に関する手続とありますけれども、どういうことなのか、改めてお伺いいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 蓬田村職員の分限に関する手続ということは、例えば交通違反をしたとか、贈収賄の対象になっているとか、そういうことで職員の処分をどうするかを判断するための手続をここで決めているものであります。

その中に、旅費の支給の部分に関してのその条例の中に、今のこの成年被後見人等の文言がありましたので、そこを削除するということの提案であります。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第53号 蓬田村職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第8、議案第53号蓬田村職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第53号、蓬田村職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、先ほど来説明いたしました、成年被後見人等の資格の関係をなくしたということで、この旅費支給条例の一部を改正する条例案につきましては、

新旧対照表をごらんください。

今まで、下から5行目、下線が引かれている部分ですけれども、改正前のところ、「第16条第2号から第5号まで」とありますけれども、この中の第1項の部分が、この成年被後見人、被保佐人ということの文言が入っておりまして、そこの部分を削除いたしましたので、改正後は「16条の各号」ということで改正になっているものであります。以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第54号 蓬田村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を
改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第9、議案第54号蓬田村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第54号、蓬田村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、先ほど来の同じ、成年被後見人等の部分を削除するということになっております。

内容といたしましては、新旧対照表のほうをごらんください。

改正前の下線が入っていますところ、片仮名のイからヌまでになっておりますけれども、改正後はイからルまでということで、これに関しては、イのところ、この成年被

後見人等が入ってございましたけれども、それを実質的に審査して、各制度ごとに必要な能力の有無を判断するというところで、このイが2つに分かれておりまして、その分、ヌからルまでに一項目ふえたということになっております。

以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第54号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第55号 蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第10、議案第55号蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第55号、蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案のご説明をいたします。

提案理由といたしましては、成年被後見人等の部分の変更に関してであります。

新旧対照表をごらんください。下線が引かれてあります、第34条の20第1項第4号の部分がありますけれども、この34条の20の第1項の第1号に成年被後見人等の文言がありまして、それが削除になりました。それに伴いまして、改正後のところにありますけれども、「法第34条の20第1項第3号」ということで、1号前倒しになってございます。

以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第55号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第56号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（木村 修君） 日程第11、議案第56号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第56号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定ということで、提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正が必要なため提案するものであります。

内容といたしましては、会計年度任用職員、この後出てくるわけですが、その任用職員のその新しく規定を改正するために、今まであるものの条例の一部を改正するためであります。

内容につきましては、蓬田村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、それから蓬田村職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、職員の育児休業等に関する条例、それから蓬田村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、公益的法人等への蓬田村職員の派遣等に関する条例、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条

例、蓬田村職員の給与に関する条例、蓬田村職員等の旅費支給条例、蓬田村外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例、蓬田村公民館の設置及び管理に関する条例、この10条例あるわけですけれども、この中にある文言に関して、蓬田村のパートタイム会計年度任用職員の関係の条例を制定するに当たり、影響があるものをおのこの条例の一部改正として挙げておるものがございます。

以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第56号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第57号 蓬田村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（木村 修君） 日程第12、議案第57号蓬田村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第57号、蓬田村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の改正に伴い、新たにパートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規定を設けるため提案するものであります。

内容については、今までパート職員ということで一くくりにしておりました職員の部

分ですけれども、令和2年度からは、その一くくりに行っている職員のことをパートタイムとフルタイム任用を分けて、なおかつこの今議案として上げておりますパートタイムの部分に関しては、今までは賃金としてしか払っておりませんでしたけれども、この賃金のほかに、賃金という捉え方ではなくて、勤務している報酬、それから時間外の勤務報酬、休日勤務割り増し報酬、それから夜間勤務割り増し報酬等のそういう報酬の部分、それから期末手当と、それから並びに費用弁償、これは主に通勤手当とかでありますけれども、それを支給するようになります。ということで、この条例を制定するものであります。

この条例は、令和2年の4月1日から施行いたします。

以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第57号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第58号 蓬田村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について

○議長（木村 修君） 日程第13、議案第58号蓬田村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第58号、蓬田村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてということで、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、先ほどと同じように、地方公務員法、地方自治法の一部改正に伴って、新たにフルタイム会計年度任用職員の給与に関する事項を定めるため提案するものであります。

このフルタイム年度任用職員に関してということでもありますけれども、今までは賃金としてパートさん一くくりで払っておりましたけれども、時間的に正職員と同じ時間帯の勤務をして、賃金が給料という形にこれからはなります。そのほかに職員と同等に勤務時間により通勤手当、それから時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、日直手当及び期末手当等が支払われるようになるものであります。そのほかの部分に関しても、職員の給与条例の規定に基づき支給するものとなります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行になります。

以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第58号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第59号 青森市及び蓬田村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について

○議長（木村 修君） 日程第14、議案第59号青森市及び蓬田村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第59号、青森市及び蓬田村における連携中枢都市圏の形

成に係る連携協約の締結について、ご説明を申し上げます。

まず、提案理由といたしましては、地方自治法の第252条の2第3項の規定に基づき、青森市との間において連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結することについて協議するため、提案するものでございます。

1枚お開きください。

第1条の目的から第6条の疑義の解決までの6条で構成をされております。この連携中枢都市圏の意義といたしましては、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化、ネットワーク化により、人口減少、少子高齢者会においても、一定の圏域人口を有し、活力のある社会経済を維持するための拠点形成することを目的としています。

また、次のページから別表がありますけれども、別表に記載されている事項について、今後、連携・協力をしていくということになります。もちろん他の東津軽郡の各町でも同様の連携協約が今議会に議案として上程される予定であります。

また、本協約を可決していただきますと、12月中に連携協約の締結式が行われて、連携協約の公示、その後、県知事に届け出をして、予定どおりいきますと、令和2年3月には連携中枢都市ビジョンの策定ということで、流れがそういうふうになってございます。

以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。4番柿崎議員。

○4番（柿崎裕二君） ただいまの連携中枢都市圏の形成に係る連携協約という内容のものが、以前、新聞紙上でも取り上げられて記事になっていたかと思えます。ただいまの説明で大体の大枠は理解しましたがけれども、もう少しかみ砕いて、この協約が蓬田村、またこの東郡に対して、どういう事業が行えるのかとか、その辺もう少しかみ砕いてわかるように説明いただけませんか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） まず、この連携中枢都市圏を形成いたしますと、我が村であれば、国からの縛りのない1,500万円というお金が使えるようになります。そのお金をもって、各その連携する事業を展開していくわけですがけれども、事業の数といたしましては、約40ほどの事業を今、事務レベルでは一応詰めをいたしまして、ビジョンのほうに反映させるように準備は今のところはしております。

主なものに関しては、例えば企業創業等の支援拠点の運営事業とか、あとは企業誘致活動、それから物産振興事業の関係、圏域の水産物の食ブランド化の推進事業、それから農業移住・新規就農サポート事業等々あります。そして、これにはことし何回か載っております、陸奥湾の広域連携事業ということで、その部分もこの中の戦略的観光施策ということで入っております。

こういうものの事業の展開に関して、青森市を含めた東郡の5市町村で連携をして事業を展開していくということになる予定でございます。

以上であります。

○議長（木村 修君） ほかに。1番小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 中枢都市圏を形成するということになりますと、当然、国からの支援も受けられると、そのような理解でよろしいでしょうか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 先ほど説明いたしましたけれども、その1,500万円の予算、予算というか、そのお金が自由に使えるということで、それが支援の部分であります。

以上であります。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第59号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第64号 蓬田村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を
改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第15、議案第64号蓬田村印鑑の登録及び証明に関する条例の

一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（小松生佳君） 議案第64号、蓬田村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

これも先ほど来説明いたしました、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行に伴って条例の改正が必要となり、提案するものでございます。

新旧対照表をごらんください。1枚目の一番上にあります第2条の中に、成年被後見人ということがありますがけれども、これは実質的な審査をする意味で、改正後は「意思能力を有しない者」という文言の変更になっております。

以下、文言の整理が続きますので、提案しているものであります。

以上であります。

- 議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

- 議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第64号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

- 議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第16 請願第4号 日米地位協定の抜本改定を求める請願書

- 議長（木村 修君） 日程第16、請願第4号日米地位協定の抜本改定を求める請願書を議題といたします。

お諮りいたします。請願第4号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村 修君) ご異議なしと認めます。よって、請願第4号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより、請願第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第4号は採択とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時29分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 2年 1月21日

蓬田村議会議長 木 村 修

会議録署名議員 川 崎 憲 二

会議録署名議員 久 慈 省 悟